

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年10月13日 06時40分ごろ～06時50分ごろの間） （死亡時刻：10月13日08時47分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	兵庫県南あわじ市丸山漁港北西方沖 丸山港西防波堤南灯台から真方位306° 8.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 22.5′ 東経134° 31.1′）
事故の概要	漁船 照正丸は、機船船びき網漁の操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 照正丸、4.9トン HG3-42904（漁船登録番号）、個人所有 11.75m（Lr）×3.79m×1.18m、FRP ディーゼル機関、110kW（動力漁船登録票による）、平成5年1月19日
乗組員等に関する情報	船長 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年8月27日 免許証交付日 平成30年8月27日 （令和6年8月26日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 西流約0.4ノット（kn）、海面水温 約24℃ 日出時刻：06時05分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和4年10月13日04時50分ごろ、機船船びき網船船団の網船として、左側の網船であることを

示す赤色の旗を掲げ、右側の網船であることを示す緑色の旗を掲げたもう1隻の網船（以下「A船」という。）及び運搬兼探索船（以下「B船」という。）と3隻で船団を構成し、兵庫県姫路市坊勢漁港（ぼうぜい）を出港した。

船団は、丸山漁港北西方沖の漁場に到着後、06時40分ごろ船長からA船及びB船に投網を始めるとの無線連絡があり、本船がB船の船尾方約300m、A船が本船の右舷船尾方約300mの位置で、約1～2knの対地速力で南西進しながら投網を開始した。（図1参照）

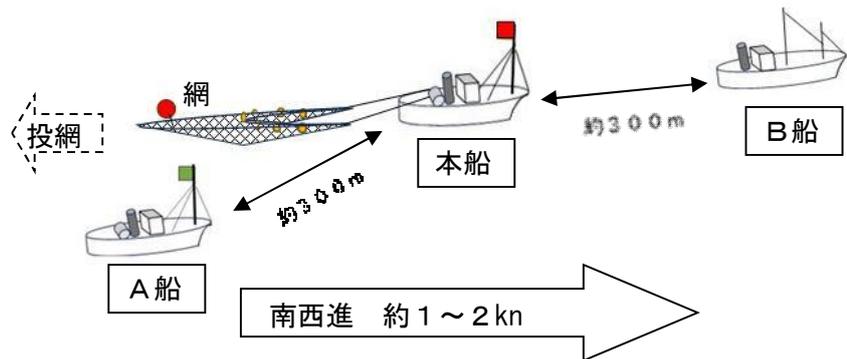


図1 投網状況

A船の船長（以下「船長A」という。）は、投網を始めるとの無線連絡があった直後、本船のトロールウインチを操作して投網作業を行っているはずの船長の姿が見えないことに気付き、B船の船長（以下「船長B」という。）にそのことを伝えた。

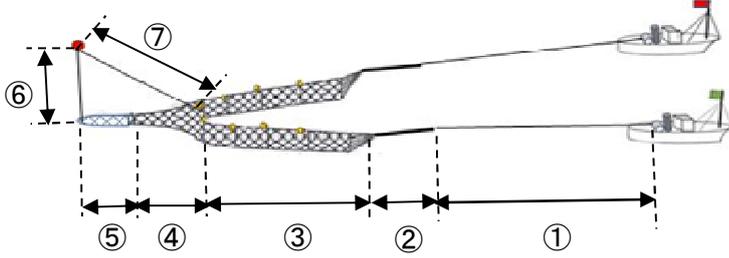
船長Bは、船長が落水したかもしれないと思い、B船を反転させて本船の方に向かい、付近で作業中の同じ漁業協同組合に所属する僚船に船長が落水した可能性があることを伝え、捜索への協力を依頼した。

その通報を聞いた僚船の乗組員は、何隻かの僚船が捜索に向かっていることを漁業協同組合へ連絡した。

船長Bは、B船を本船に接舷させて本船に乗り込み、船長が見当たらなかったので、機関を中立にして本船を停船させ、船長が落水した場合、船長が網に絡んで網と一緒に沈んでしまうといけないと思い、トロールウインチの投網を止めて巻き揚げ始めた。

船長Aは、A船で本船に向かい、本船の船尾方で船長が落水していないか捜していたところ、06時50分ごろ、網の先端に取り付けられたブイ（以下「ブイ」という。）のロープが身体に絡んだ状態の船長を海面付近で発見し、A船に移乗した僚船の乗組員と共に船長をA船に引き上げ、膨張していた首掛け型の自動膨張式救命胴衣を脱がせて心肺蘇生を始めた。

船長は、心肺蘇生が継続して行われる中、速力の速い僚船に移され

	<p>て坊勢漁港に戻り、漁業協同組合が救助要請して来援したドクターヘリにより病院に搬送されたが、医師により08時47分死亡が確認され、溺死と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船船尾部の状況①、写真3 本船船尾部の状況②、写真4 本船漁具 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が投網した網は、えい網用のワイヤが約200m、袖網に接続のワイヤ約30m、袖網と脇網を合わせて約120m、袋網約30m、取外し用袋網約15m、ブイのロープ約45m及び約60mで構成されており、投網後、2隻でえい網するものであった。(図2 参照)</p>  <p>① : えい網用ワイヤ 約200m ② : 袖網に接続のワイヤ 約30m ③ : 袖網と脇網を合わせて 約120m ④ : 袋網 約30m ⑤ : 取り外し用袋網 約15m ⑥ : ブイのロープ 約45m ⑦ : ブイのロープ 約60m</p> <p>図2 網の構成</p> <p>船長は、発見された時、カップ下、手袋及び膨張した状態の首掛け型の自動膨張式救命胴衣を着用していたが、出港時に履いていた長靴は見付からなかった。</p> <p>船長は、機船船びき網などの漁業の経験が約40年あり、持病もなく、出港時、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>本船の船尾甲板から船縁<small>ふなべり</small>までの高さは約40cmであった。</p> <p>船長Bは、船長が、ふだんから安全に配慮して船上の漁具を作業しやすいように配置していたので、漁具に足を取られるようなことは考えにくく、重量がある網の投入時に体勢を崩すなどして落水し、投げ入れたブイのロープが身体に絡まって海中に引っ張られて沈み、溺水した可能性があると思つた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし 不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、06時40分ごろ投網を始めると連絡して投網を開始していたこと、06時50分ごろ本船の船尾方の海面付近でブイのロープが体に絡み、着用していた首掛け型の自動膨張式救命胴衣が膨張した状態で発見されたことから、この間において本船から落水し溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、重量がある網の投入時に体勢を崩すなどして落水し、投げ入れたブイのロープが体に絡まって海中に引っ張られて沈み溺水した可能性が考えられるが、船長が本事故で死亡しており、落水する状況を目撃した者がおらず、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、丸山漁港北西方沖の漁場において操業中、船長が、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船縁の低い1人乗り小型漁船の船長は、甲板上から重量がある網を投入するなどの作業を行う際、落水の可能性を常に認識し、作業位置や作業姿勢、周囲の状況に注意して作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

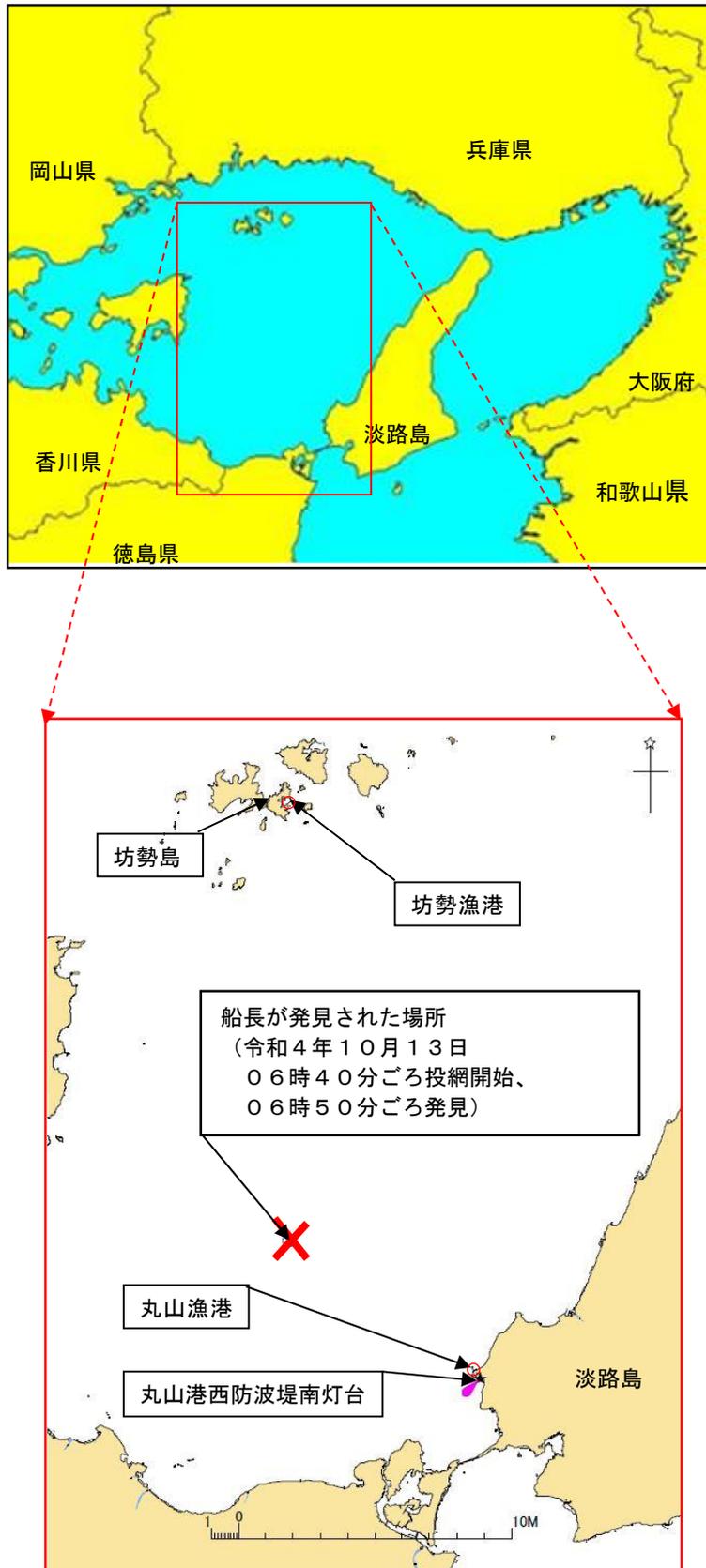


写真1 本船



写真2 本船船尾部の状況①

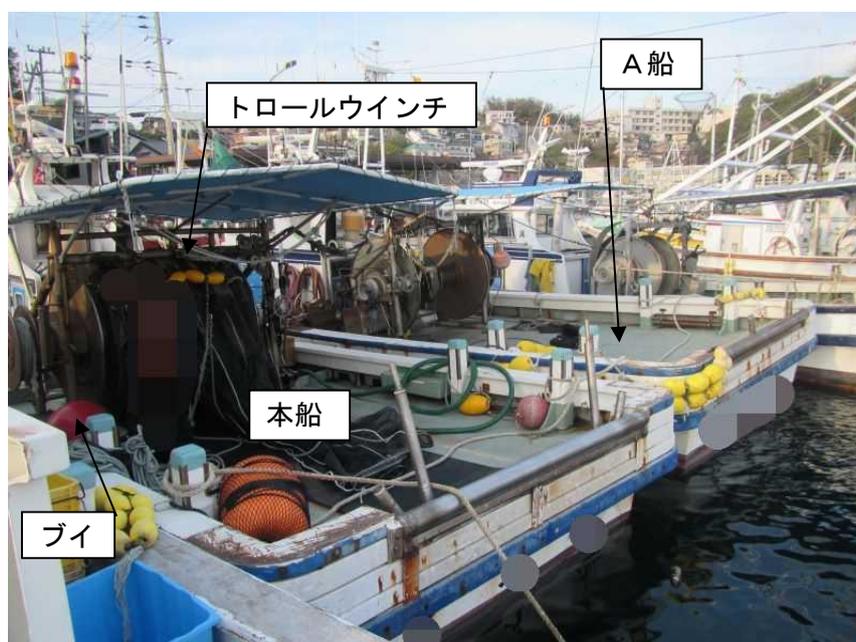


写真3 本船船尾部の状況②



写真4 本船漁具

